別　記

　第１号様式（第７条）

東金市放射線量測定器貸出申込書

年　　月　　日

東金市長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申込者　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

　東金市放射線量測定器貸出要領第７条第１項の規定により、裏面注意事項に承諾し、次のとおり放射線量測定器の貸出しを申し込みます。

|  |  |
| --- | --- |
| 使　用　目　的 |  |
| 使　用　場　所 | 所在地 | 東金市　 |
| 測定場所 | 自宅・その他（　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 貸出希望日 | 　　　　　年　　　月　　　日（　　） |
| 本　人　確　認　書　類 | 　本人であることを確認できる書類　その他（健康保険証　・　運転免許証　） |
| 備　考 |  |

※　職員記載欄

　　貸出時間　　　　　　　：　　　　　　　　担当者（　　　　　　）

　　返却時間　　　　　　　：　　　　　　　　担当者（　　　　　　）

〔注意事項〕

１　測定器は精密機器のため、貸出し及び返却の際は、正常に作動するか確認させていた

　だきます。

　また、慎重かつ丁寧な取扱いに努め、以下のことに注意してください。

　・測定器を落下させないでください。

　・測定器に強い衝撃を与えないでください。

　・測定器を水につけないでください。

　・センサーを手、土、水などに接触させないでください。

　・雨天時は測定器の故障の恐れとなるため測定しないでください。

　・強い電波を放射する（出す）機器類が側にあると誤動作する可能性があるため近づけ

　　ないでください。

　　例：携帯電話（測定中は電源をお切りください）、ＰＨＳ、高出力トランシーバー、

　　マイクロ波治療器、電子レンジ　等

　・空間放射線量を測定する機器のため、食品・水・土壌などに含まれる放射性物質（ベ

　　クレルで表示されるもの）は測定できません。

２　測定器は、原則として事前に予約した者に貸出します。

３　電話番号は、携帯電話等の日中連絡が取れる番号を記入してください。

４　貸出しを受けようとする者は、貸出しを受けた測定器を第三者に譲渡し、又は転貸し

　等することを禁じます。

５　測定器を亡失、き損した時は、修理等に係る実費の負担をしていただきますので、十

　分ご注意ください。

６　他の方が管理する土地や施設内で測定する場合は、事前にその管理者等の承諾を得て

　ください。

７　測定器は、東金市内で使用してください。

８　返却日、返却時間を厳守してください。

※「毎時１マイクロシーベルト」以上の場合は東金市環境保全課まで御連絡をお願いしま

　す。